

令和2年8月21日

保護者様

松原市立松原第六中学校

中学校におけるプール授業について（再度のお知らせ）

平素より本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

また、この間の「新型コロナウイルス感染症対策」について、ご協力・ご支援ありがとうございます。

さて、標記につきまして2学期（女子）も、下記の通り実施しますので、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 今回の「新型コロナウイルス感染症対策」につきまして、夏季の暑い中での授業については、各教科で感染予防及び熱中症対策をとりながら実施していくことになっております。特に水泳の授業については、「熱中症対策」にも配慮しながら実施していく予定にしております。ご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。
2枚目「参考資料」を参照してください…スポーツ庁の通達、大阪府教育庁の対策マニュアル)
2. 授業の際には、府教育庁の感染症対策マニュアルに従って実施し、3密も避けながら「更衣室の工夫※1」「換気の徹底※2」「授業の進め方の工夫」「消毒※3」などの対策を取らせていただきます。
 - ※1 男女別の実施にすることで、従来の2倍のスペースを確保した上で、更衣室ロッカーには、間隔を空けて使用する番号を割り当て、距離をとります。
 - ※2 更衣室では、換気扇とサイクロン扇風機を併用して、換気に適した空気の流れをつくります。
 - ※3 更衣室入り口に、アルコール消毒液を取り付け、前後の消毒を徹底します。
3. 上記、1、2を含め、何か、ご質問等ありましたら、ご連絡ください。
4. 体育の授業にかかわらず、体調などご心配なことがありましたらご連絡ください。

参 考 資 料

1. 「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」…スポーツ庁通達より抜粋

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて、以下のとおり考え方をお示しますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いいたします。

学校プールについては、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

2. 「水泳の授業について」…府教育庁新型コロナウイルス感染症対策マニュアルより抜粋

学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低く授業は可能とされているが、実施にあたっては「3密」の場면을設けるなど、十分な対策を講じること。

- プール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーの水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行う。
- 児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないように指導する。
- 教員が児童生徒の介助等で入水する際には、水泳指導用マスクを利用するなどの対策を講じる。

<3密を避ける工夫例>

- ・プールサイド、プール内ともに児童生徒等の「動線を一方向にする」「間隔を十分にあげる」こと
- ・スタートの間隔に余裕を持ち児童生徒等間の接近を回避する
- ・プールから上がる場所を指定し、ラダー周辺に児童生徒等が集まらないようにする
- ・泳順を待つ際にも児童生徒等間の間隔が保たれるようにする
- ・バディシステムについては、直接の接触を避け、目線や拳手などの方法で対応する

など